

諸外国におけるデジタルインボイス（e-invoice）制度調査報告書

デジタルインボイスで業務を変革し、働き方を改革する
— 企業間商取引全体のDXを推進します —

デジタルインボイス推進協議会(EIPA)の概略

団体名	デジタルインボイス推進協議会 (英語名称: E-Invoice Promotion Association)	
設立日	2020年7月29日	
所在地	東京都港区赤坂 1-3-6 (一般社団法人ソフトウェア協会内)	
代表幹事法人	株式会社 T K C	
幹事法人 (50音順)	株式会社インフォーマート ウイングアーク 1 s t 株式会社 株式会社オービックビジネスコンサルタント 株式会社コンカー 株式会社 T K C	株式会社マネーフォワード 弥生株式会社 株式会社ミロク情報サービス 株式会社ワークスアプリケーションズ
監事	水谷 学 (公認会計士 水谷学事務所 所長) 磯部 和郎 (税理士磯部和郎事務所 所長)	
会員 (2024年11月)	162社、9名(内：正会員 154社、特別会員(団体) 8社、特別会員(個人) 9名) 会員一覧 https://archive.saj.or.jp/documents/activity/project/eipa/eipa_memberlist.pdf	
URL	https://www.eipa.jp/	

目次

免責事項	4
調査の前提及び業務スコープ	5
デジタルインボイスとは	9
継続的取引監視モデルとデジタルレポーティング義務	14
世界の主要なデジタルインボイスモデル	18
デジタルインボイスの世界的な普及状況	23
EUのVAT制度とデジタルインボイス・デジタルレポーティング義務	28
調査対象国におけるデジタルインボイス制度の概要	33
サマリー	34

免責事項

- 本資料に記載されている内容の著作権はすべてデジタルインボイス推進協議会に帰属します。著作権法により、デジタルインボイス推進協議会に無断で転載、複製等を行うことはできません。
- 本資料は、一般に公開されている情報に基づき、調査報告時点における一般的な解釈について述べたものです。デジタルインボイス推進協議会は、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における、意見にわたる部分は著者の私見であり、デジタルインボイス推進協議会の公式見解ではありません。デジタルインボイス推進協議会は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。
- 私どもの意見、解釈は現時点で有効な現地の税法令等に基づくものですが、これら法令等について異なった解釈が可能な場合もあり、また現時点の法令等が将来変更される可能性があります。仮に変更された場合には、私どもの意見、解釈もこれに伴い変わる可能性があります。これに対応して本資料を更新する義務を負うものではありません。
- 私どもの意見、解釈は、別段の断りが無い限り、現地税法の適用に関するものですが、税務当局を拘束するものではなく、税務当局が異なる意見、解釈をもって課税関係を決定しないことを保証するものでもないという点をご了承ください。
- 本資料上、対象国における法令要件についての記述は、本資料作成の目的及び本資料作成期間に鑑み、入手できる範囲内の情報に基づきハイレベルに記載したものとします。したがって、より詳細な法令要件、及び最新の現地法令上の取扱いについては、税務専門家における詳細な分析・検討が必要となる点につきましてもご留意ください。

調査の前提及び業務スコープ

調査の前提及び目的

日本におけるデジタルインボイスの普及に資する有用な情報を提供します

- デジタルインボイス推進協議会（以下「EIPA」とします）は、日本国内で活動する事業者が共通的に利用できるデジタルインボイスシステムの構築を目指し、デジタルインボイスの標準仕様を実証し、普及促進させることを目的として、2020年7月29日に発足し、現在約160社ほどの国内システムベンダー、会計事務所等により構成される協議会です。
- 近年インボイスの授受を含めて、バックオフィス業務をデジタル完結させることが世界的なトレンドとなってきました。80カ国以上がデジタルインボイスの義務化を実施または計画していると言われており、グローバル企業は世界的な規制変化に迅速に適応する必要があります。
- 欧州では、課税強化を目的として、各国法制度に従い国内取引を対象とするデジタルインボイスの義務化が進んでいます。さらに2030年7月からEU27加盟国すべてについて、VAT指令改正によりデジタルインボイスがインボイスの標準形式として定められるだけでなく、EU域内国境を越えた資産及び役務の提供に対し、EU標準フォーマットによるデジタルインボイスの発行が義務化され、併せて課税庁に対するデジタルレポーティング制度が導入される見込みです。
- 今後日本企業においては、諸外国の制度上デジタルインボイス発行やデジタル報告義務の対象とならない場合でも、商慣習上、海外企業と取引をする際に、デジタルインボイスの発行を取引先から求められるようになる可能性が高いと言えます。
- 一方、日本においては、依然として紙を前提とした実務や多くのアナログな業務プロセスが存在しています。このような中、デジタル庁は、グローバルな標準モデルのひとつである「Peppol」をベースとした日本におけるデジタルインボイスの標準仕様（JP PINT）を定め、管理等を行っています。しかしながら、日本ではデジタルインボイスの発行は義務化されておらず、実務における普及はまだこれからという状況です。
- 本調査は、諸外国におけるデジタルインボイスの普及状況、制度の概要、各国の施策等の世界的な動向、及び、デジタルインボイス導入にあたっての実務上の課題や企業におけるメリットを調査し、今後の日本におけるデジタルインボイスの在り方について必要な分析及び検討を行うことで、日本におけるデジタルインボイスの普及に資する有用な情報を提供することを目的としています。

業務スコープ

調査内容及び調査対象国

◆ 調査内容

- デジタルインボイスの世界的な普及状況
- 欧州で導入予定のデジタルインボイス、デジタルレポーティング義務
- 調査対象国（OECD加盟国を中心とした31か国）におけるデジタルインボイス制度の概要

◆ 調査対象国（OECD加盟国を中心とした31か国）

- オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スイス、トルコ、イギリス、チリ、コロンビア、コスタリカ、メキシコ、アメリカ合衆国、オーストラリア、マレーシア、韓国

略語一覧

略称	名称
B2G	政府機関向けの取引
B2B	事業者向けの取引
B2C	消費者向けの取引
CTC	Continuous Transaction Control（継続的な取引監視）
EDI	Electronic Data Interchange（電子データ交換）
ERP	Enterprise Resource Planning system（基幹業務システム）
EU	European Union（欧州連合）
EU27加盟国	アイルランド イタリア エストニア オーストリア オランダ キプロス ギリシャ クロアチア スウェーデン スペイン スロバキア スロベニア チェコ デンマーク ドイツ（加盟時西ドイツ） ハンガリー フィンランド フランス ブルガリア ベルギー ポーランド ポルトガル マルタ ラトビア リトアニア ルーマニア ルクセンブルク（※1）
Peppol BIS	Peppol Business Interoperability Specifications（Peppol相互互換仕様）
SAF-T	Standard Audit File for Tax（標準監査ファイル）
VAT	Value Added Tax（付加価値税）
VAT指令	Council Directive 2006/112/EC of 28 November 2006 on the common system of value added tax（付加価値税の共通制度に関するEU理事会指令2006/112/EC）
公共調達におけるデジタルインボイス指令	Directive 2014/55/EU of the European Parliament and of the Council of 16 April 2014 on electronic invoicing in public procurement Text with EEA relevance（公共調達におけるデジタルインボイスに関する2014年4月16日付欧州議会および理事会指令2014/55/EU）
ViDA	VAT in the Digital Age（デジタル化時代のVAT政策パッケージ）

※1：外務省、「欧州連合（EU）概況」、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/data.html>

デジタルインボイスとは

デジタルインボイス（e-invoice）とは（1/2）

デジタルインボイスの定義

- ・ 我が国では法令上、デジタルインボイスの明確な定義があるわけではありません。デジタル庁は、「デジタルインボイスとは、請求情報（請求に係る情報）を、売手のシステムから、買手のシステムに対し、人を介することなく、直接データ連携し、自動処理される仕組み」と定義しています（※1）。
- ・ WTO（世界貿易機関）は、2024年7月の共同声明において、デジタルインボイスを次のように定義しています。「“electronic invoicing” means the processing and exchange of an invoice between a seller and a buyer using a structured digital format.（デジタルインボイスの発行とは、構造化されたデジタルフォーマットを利用した、売手と買手間の請求書の処理及び交換である）」（※2）。
- ・ また、EUでは2022年12月8日に欧州委員会が公表した政策パッケージ「VAT in the Digital Age」（ViDA）で提案された改正VAT指令217条において、デジタルインボイスを次のように定義しています。「‘electronic invoice’ shall mean an invoice that contains the information required by this Directive, and which has been issued, transmitted and received in a structured electronic format which allows for its automatic and electronic processing.（デジタルインボイスとは、システムによる自動処理が可能な構造化データによって作成、送信、受領、加工されるインボイスである）」。
- ・ すなわち一般的に、デジタルインボイスは「標準化され、構造化された自動処理が可能な請求データ」であると考えられており、いわゆるPDFやワードファイルで作成した請求書や、紙で作成・受領した請求書をスキャンした画像データ（非構造化データであり、デジタルインボイスと区別して「電子インボイス」とも呼ばれます）は該当しません。

※1：デジタル庁資料、「デジタルインボイス（Peppol e-invoice）について」、https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/fe4b257e-3cb3-48c4-8f11-3729bf98d43f/0bcb83ce/20231218_meeting_digital-system-reform_outline_04.pdf

※2：WTO report, “JOINT STATEMENT INITIATIVE ON ELECTRONIC COMMERCE” - Section B Article 7, 26 July 2024, <https://www.mofa.go.jp/files/100703898.pdf>

※3：EUROPEAN COMMISSION, 「Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE amending Directive 2006/112/EC as regards VAT rules for the digital age」（Brussels, 8.12.2022, COM(2022) 701 final, 2022/0407(CNS) ）、<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52022PC0701>

デジタルインボイス（e-invoice）とは（2/2）

デジタルインボイスとは、「標準化され、構造化された自動処理が可能な請求データ」です

- 日本におけるインボイス制度では電子帳簿保存法の要件を満たしていれば、PDF形式のような非構造化データ（電子インボイス）での適格請求書の保存が認められています（※1）。しかし、電子インボイスには決まったデータ形式が定められておらず、異なるシステム間のやり取りは困難です。
- 一方、デジタルインボイスは、インボイスを電子化した上で、標準化され、構造化されるため、異なるシステム間でもスムーズなやり取りが可能となり、業務全体の大幅な効率化につながります。そのため、業務全体のデジタル化が可能となり、請求から支払い、入金消込といった一連の経理会計業務の自動化により、バックオフィス業務の負担軽減に大きく貢献することが期待されています（※2）。

【デジタルインボイスの例】

1つ5000円の商品につき、1000円値引をして4000円の請求を表すUBL（universal business language）

```
<cac:Price>
  <cbc:PriceAmount currencyID="JPY">4000</cbc:PriceAmount>
  <cbc:BaseQuantity unitCode="H87">1</cbc:BaseQuantity>
  <cac:AllowanceCharge>
    <cbc:ChargeIndicator>false</cbc:ChargeIndicator>
    <cbc:Amount currencyID="JPY">1000</cbc:Amount>
    <cbc:BaseAmount currencyID="JPY">5000</cbc:BaseAmount>
  </cac:AllowanceCharge>
</cac:Price>
```

出典：Peppol International (PINT) model for Billing, Peppol Specifications for Japan implementation of PINT

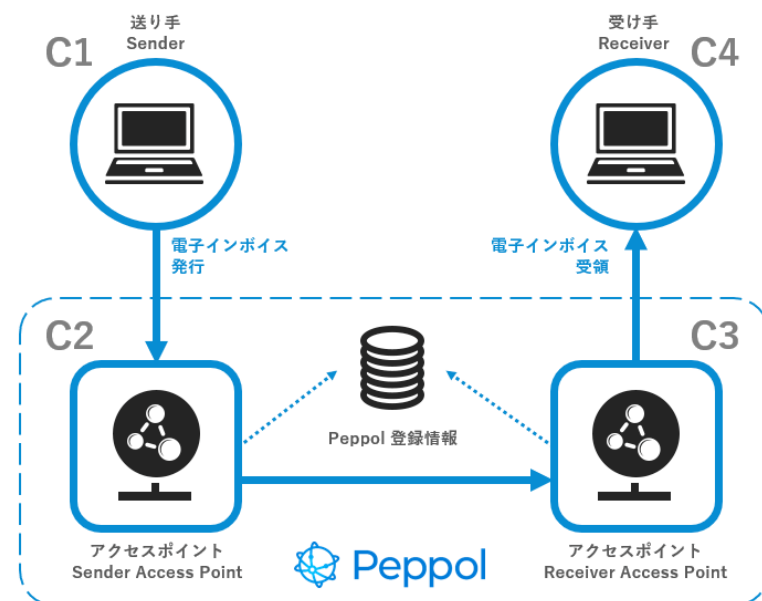
※1：消費税法第57条の4第5項、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第2条1項3号

※2：デジタルインボイス推進協議会、「デジタルインボイスとは」、<https://www.eipa.jp/Peppol>

デジタルインボイスの仕組み

Peppolはデジタルインボイスのグローバルな標準仕様のひとつです

- 日本におけるデジタルインボイスの標準形式はグローバルな標準仕様であるPeppol（Pan European Public Procurement Online）と呼ばれるモデルに準拠しており、デジタル庁は、日本のPeppol Authorityとして、Peppolをベースとした日本におけるデジタルインボイスの標準仕様（JP PINT）を定め、管理等を行っています（※1）。
- Peppolとは、請求書などの電子文書をネットワーク上でやり取りするための「文書仕様」「運用ルール」「ネットワーク」のグローバルな標準仕様であり、国際的な非営利組織である「OpenPeppol」という団体により管理されています（※2）。現在Peppolは、欧州各国のみならず、オーストラリア、ニュージーランドやシンガポールなどの欧州域外の国も含め30か国以上で利用が進んでいます（※4）。
- 企業と政府を相互に結ぶ国際的なPeppolのネットワークを介し、デジタルインボイスは標準化された形式で、電子的に、安全に、送信、受信、処理されます（※3）。
- Peppolでは、「4コーナーモデル」と呼ばれるアーキテクチャを採用しています。ユーザー（売手）（C1）は、自らのアクセスポイント（C2）を通じ、Peppolネットワークに接続し、買手のアクセスポイント（C3）にインボイスデータを送信し、それが買手（C4）に届くという仕組みです。Peppolユーザーは、アクセスポイントを経て、ネットワークに接続することで、Peppolネットワークに参加するすべてのユーザーとデジタルインボイスをやり取りすることができます（※4）。
- 2024年11月現在、日本におけるPeppolによるデジタルインボイスの発行は任意となっています。



※1：デジタル庁、「JP PINT」、https://www.digital.go.jp/policies/electronic_invoice

※2：OpenPeppol、「About」、<https://Peppol.org/about/>

※3：Deloitte、「The (r)evolution towards e-invoicing」、<https://www.deloitte.com/be/en/services/accountancy/services/e-invoicing.html>

※4：デジタルインボイス推進協議会、「Peppol（ペポル）について」、<https://www.eipa.jp/Peppol>

Peppol Authorityの置かれている国の一覧（2024年10月現在）

30か国以上の国・地域で、Peppolの利用が進んでいます（2024年10月現在）

Country	Peppol Authorities
Australia	Australian Tax Office (ATO)
Belgium	Beleid en Ondersteuning – Stratégie et Appui (BOSA)
Denmark	Danish Business Authority (ERST)
England	Supply Chain Coordination Ltd (SCCL)
Finland	Valtiokonttori (VK)
Germany	Koordinierungsstelle für IT Standards (KoSIT)
Greece	General Secretariat of Information Systems (GSIS)
Iceland	Financial Management Authority (FJS)
Ireland	Office of Government Procurement (OGP)
Italy	Agenzia per l'Italia Digitale (AGID)
Japan	Digital Agency, Government of Japan (DAJ)
Luxembourg	Ministry for Digitalisation

Country	Peppol Authorities
Japan	Digital Agency, Government of Japan (DAJ)
Luxembourg	Ministry for Digitalisation
Malaysia	Malaysia Digital Economy Corporation (MDEC)
New Zealand	Ministry of Business Innovation and Employment (MBIE)
Norway	Norwegian Agency for Public and Financial Management (DFØ)
Poland	Ministry of Economic Development (MRiT)
Portugal	Government Shared Services Entity (eSPap)
Singapore	Info-Communications Media Development Authority (IMDA)
Sweden	Agency for Digital Government (Digg)
The Netherlands	Netherlands Peppol Authority (NPA)
Malaysia	Malaysia Digital Economy Corporation (MDEC)
New Zealand	Ministry of Business Innovation and Employment (MBIE)

出典：OpenPeppol, 「Peppol Authorities」, <https://Peppol.org/members/>

継続的取引監視モデルとデジタルレポーティング義務

デジタルレポーティング義務に関する世界的動向

海外のVAT/GSTコンプライアンスの中核を担うデジタルインボイス

- 近年、事業者が税務当局にデータを提出するプロセスは大きく変化しています。VATなどの間接税を電子的に税務当局に報告する要件は、デジタルレポーティング義務（Digital Reporting Requirements、DRRs）とも呼ばれるようになりました。デジタルレポーティング義務は、月次、四半期、年次といった従来の一定の課税期間ごとに行われていた定期申告やSAF-Tなどの定期的な取引監視（Periodic Transaction Controls、PTC）から、即時提出型（リアルタイムレポーティング）などの継続的な取引監視（Continuous Transaction Control、CTC）の方向へと向かっています（※1）。
- 継続的な取引監視について、国際商業会議所（International Chamber of Commerce）は、「税務当局などの法執行機関が、リアルタイムまたはほぼリアルタイムで、ビジネス取引プロセスにおけるデータ管理システムから、必要なビジネス活動に関連するデータを直接取得し収集すること」と定義しています（※2）。
- 継続的な取引監視モデルでは定期申告と比べ、ERPシステムから短期に取引情報が税務当局と共有されるため、税務当局はVATの徴収漏れをより早期かつ効果的に発見することができます。そのため、課税強化を目的として、世界では税務当局や政府機関が主導してデジタルインボイスを提出するための税務ポータルを準備するなど、継続的な取引監視モデルのための環境を整え、即時提出型などの報告義務の導入を進めています。この短期での取引情報の報告を可能するため、デジタルインボイスが重要性を増しています。すなわち、紙又はPDFなどの電子インボイスの発行義務を課し、その保管義務や要件を定めていた従来の税務当局への報告の制度は、世界的にはデジタルインボイスを前提とした即時型の情報共有に置き換わりつつあると言えます。
- 一方、事業者側は、税務当局指定のソフトウェアやポータル、データ保存形式、データ送信形式、電子署名など、現地法に適合した報告ができるようなシステム対応が必要となることに注意が必要です（※3）。

※1：Billientis、About eInvoicing and Peppol The global e-invoicing and tax compliance report: Watch the tornado!、2.2.2 From Periodic to Continuous Transaction Controls、<https://Peppol.org/wp-content/uploads/2024/06/Billientis-Peppol-May-2024.pdf>

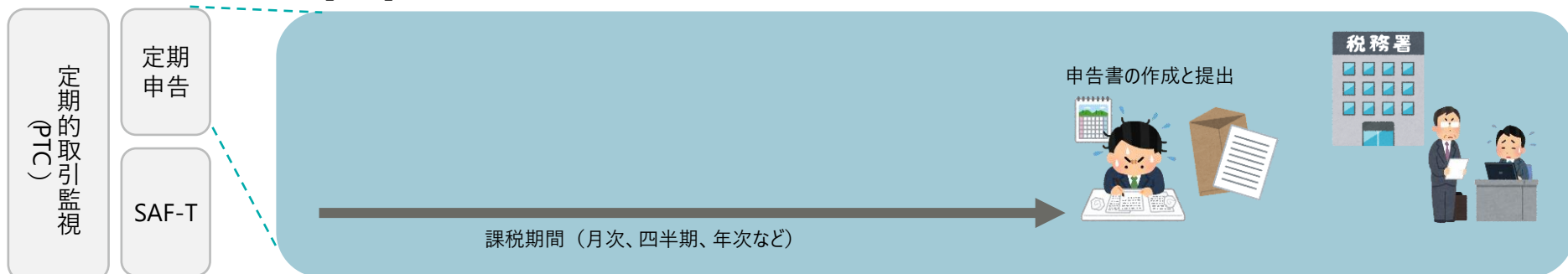
※2：International Chamber of Commerce、「PRACTICE PRINCIPLES FOR IMPLEMENTATION OF CONTINUOUS TRANSACTION CONTROLS (CTCs)」、<https://iccwbo.org/wp-content/uploads/sites/3/2020/06/icc--ctc-practiceprinciples-2020.pdf>

※3：溝口史子、「EU付加価値税の実務」第2版、中央経済社、p237

海外のVAT/GSTコンプライアンスの中核を担うデジタルインボイス

Periodic Transaction Controls（定期的な取引監視） VS Continuous Transaction Control（継続的な取引監視）

【日本】



【海外（即時提出型（リアルタイムレポート）の場合）】



ViDAの求める即時提出型デジタルレポーティング義務

EUでも即時提出型のデジタルレポーティング制度の導入が見込まれています

- EUのViDAでは、導入予定のデジタルレポーティング義務（即時提出型）について次のように述べています（※1）。
 - 世界的な傾向として、従来のVATコンプライアンスから、デジタルインボイスに基づく取引ベースのデータを課税庁へリアルタイムに提供する方法へと移行しています。このようなデジタルレポーティング義務の導入国においては、税務行政の強化とコンプライアンス違反の抑止効果により、VAT徴収額が増加しています。EUでは2014年から2019年までのデジタルレポーティング義務の導入によるVAT税収の増加額は190億ユーロから280億ユーロと推定されており、これは年間2.6%から3.5%のVAT税収の増加に相当すると言われています。
 - 加盟国が裁量により導入した現行のデジタルレポーティング義務は国によって大きく異なり、(i) 取引の月次報告書の提出、(ii) インボイスのリアルタイム提出、(iii) 請求データのリアルタイムまたは短期間での提出、(iv) 税務会計データまたはVAT帳簿の提出、といったものがあります。また加盟国によっては、非デジタルの取引報告制度（顧客または仕入先ごとの売上・仕入金額のリストなど）が導入されています。
 - これらはすべて、通常のVAT申告の要件に追加で求められ、多様なデジタルレポーティング要件が急速に導入されたことにより、異なる加盟国で事業を展開する企業のコンプライアンスコストを生じさせています。EU全体ではそのコストは年間約16億ユーロと推定され、このうち小規模多国籍企業が12億ユーロ、大規模多国籍企業が4億ユーロを負担しています。また、税務当局側でも、申告頻度の違いにより、加盟国間の取引情報の突合が困難となっています。
- このような問題への対処として、EUでは欧州標準に従ったデジタルインボイスデータを加盟国にほぼリアルタイムで提供する、取引ごとのデジタルレポーティング義務を導入することを目指すこととしました。現在2030年7月からEU域内国境を越えた資産及び役務の提供に対し、即時提出型のデジタルレポーティング制度の導入が見込まれています。

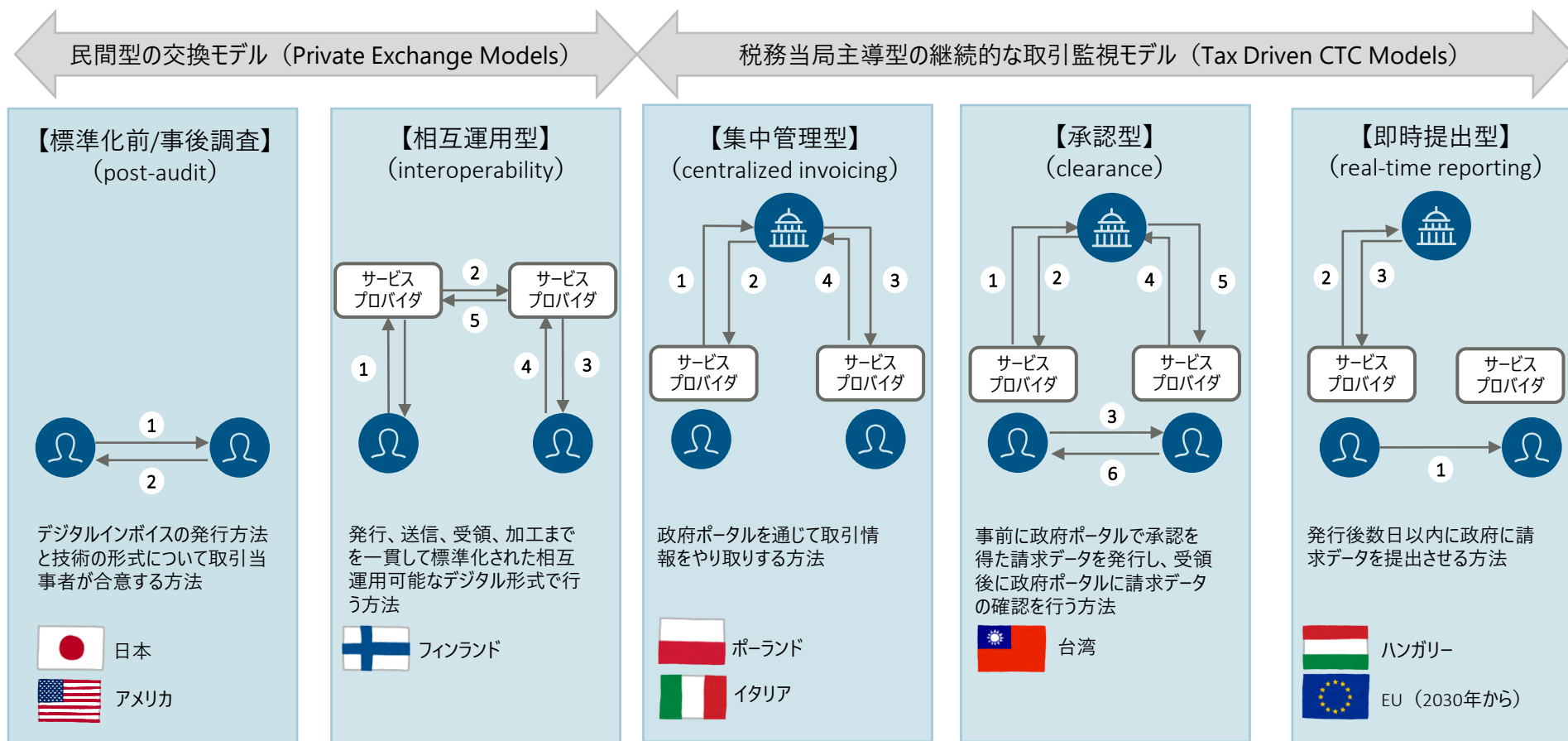
※1：EUROPEAN COMMISSION、「Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE amending Directive 2006/112/EC as regards VAT rules for the digital age」（Brussels, 8.12.2022, COM(2022) 701 final, 2022/0407(CNS)）、1. (3) (1) VAT reporting and digital reporting requirements (DRRs)、<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52022PC0701>

世界の主要なデジタルインボイスモデル

デジタルインボイスのモデル（1/4）

世界で普及しているデジタルインボイスには、いくつかの主要なモデルがあります

- デジタルインボイスの制度は国によって様々ですが、デジタルインボイスの授受の方法や、税務当局の取引監視方法の観点から、世界で普及しているいくつかの主要なモデルがあります。



デジタルインボイスのモデル（2/4）

民間型の交換モデル（Private Exchange Models）

以下に世界で普及しているいくつかの主要なデジタルインボイスのモデルを紹介します（※1）。

◆ 事後調査型（Post-audit）

- 事後調査型は、デジタルインボイスの発行方法と技術的な形式について取引当事者が直接合意するモデルです。税務当局はデジタルインボイスの売手と買手の取引に直接関与せず、顧客に発行するインボイスの承認も行いません（※1）。デジタルインボイスは税務当局の調査等による事後的な取引の監視において、取引の証拠となります。

◆ 相互運用型（Interoperability）

- 相互運用型は「4コーナーモデル」とも呼ばれ、買手と売手の採用する異なるサービスプロバイダー間で、デジタルインボイスの授受を容易にするフレームワークです。利点として、買手と売手はそれぞれが柔軟にサービスプロバイダーを選択することができます。相互運用性を担保するため、サービスプロバイダーは、契約、サービスレベル、データフォーマット、プロトコル等、さまざまなスタンダードについて合意する必要があり、二国間または、多国間の合意が見られます。現在、主な国際組織としては、Global Exchange Network Association（GENA）、OpenPeppol、Digital Business Networks Alliance（DBNA）の3つがあり、デジタルインボイスに関するプロセスを合理化し、単一のインターフェイスを通じて異なるサービスプロバイダーがすべての顧客へスムーズにアクセスするための国際標準ルールを設けています。また、近年、これらの国際組織間で相互運用性を高めるための協調的な動きも見られます（※2）。

※1：BloombergTax、E-Invoicing's Status and the Future of Real-Time Compliance、Aug 31,2022、<https://news.bloombergtax.com/tax-insights-and-commentary/e-invoicings-status-and-the-future-of-real-time-compliance>

※2：Billentis、About eInvoicing and Peppol The global e-invoicing and tax compliance report: Watch the tornado!、2.3.3 4 Corner Model (Interoperability)、<https://Peppol.org/wp-content/uploads/2024/06/Billentis-Peppol-May-2024.pdf>

デジタルインボイスのモデル（3/4）

税務当局主導型の継続的な取引監視モデル（Tax Driven CTC Models）

◆ 集中管理型（Centralized Invoicing）

- 集中管理型では、中央のプラットフォームを介してデジタルインボイスの授受と税務当局への報告が行われます。請求書データの受信、処理、送信は中央プラットフォームを介して行われ、多くの場合、統一されたインボイスフォーマットが求められます。売手は直接アップロード、API連携、メール送信、サービスプロバイダーを利用するといった方法でデジタルインボイスを中央のプラットフォームに送信します。中央のプラットフォームは受領したデジタルインボイスのフォーマットの妥当性や税務規則等へ準拠していることを検証し、買手に送信します。集中管理型の課題は、単一のプラットフォームへ依存することになることから、システムダウンや独占のリスクが生じることや、事業者が中央プラットフォームとの連携や、税務当局の定めるデータフォーマットに従うため、システム変更が必要となる点です。さらに、デジタルインボイスは中央のプラットフォームを介して授受される一方で、発注書や出荷通知などの他のビジネス文書は取引当事者や、その他のサービスプロバイダー間で別途管理されるため、取引サイクルの自動化を妨げる要因となります（※1）。

◆ 承認型（Clearance）

- クリアランスモデルは、デジタルインボイスが税務規則に準拠していることを確認するため、インボイスの承認を必要とするモデルです。事前クリアランスモデル（Pre-Clearance Model）と事後クリアランスモデル（Post-Clearance Model）があり、また売手のみが承認を求められる場合と、売手と買手の両方がデジタルインボイスの提出を求められる場合があります。データ交換は中央プラットフォームのみで行われる場合もあれば、様々な承認されたサービスプロバイダーを通じて行われる場合もあり、デジタルインボイスや関連文書が直接交換されることもあります。税務当局はプラットフォームを設け、特定の構造化されたフォーマットでデジタルインボイスを報告することを求めます。承認型は、フォーマットが完全に標準化されていなかったり、特に売手にとって運用の負担が大きいといった課題があります（※2）。

※1：Billientis, About eInvoicing and Peppol The global e-invoicing and tax compliance report: Watch the tornado!, 2.2.5 Centralised Exchange Model, <https://Peppol.org/wp-content/uploads/2024/06/Billientis-Peppol-May-2024.pdf>

※2：Billientis, About eInvoicing and Peppol The global e-invoicing and tax compliance report: Watch the tornado!, 2.2.4 Clearance Model, <https://Peppol.org/wp-content/uploads/2024/06/Billientis-Peppol-May-2024.pdf>

デジタルインボイスのモデル（4/4）

税務当局主導型の継続的な取引監視モデル（Tax Driven CTC Models）

◆ 即時提出型（Real-time Reporting）

- ・ 即時提出型では、事業者はデジタルインボイス発行後、速やかに税務当局などの政府機関に報告することが求められます。効率化のため、税務当局は中央プラットフォームを設け、承認されたソフトウェア・ソリューションを利用して、リアルタイム、または短期間のインボイスデータの提出を求めます。税務報告プロセスの透明性と効率性が向上する一方で、システム導入と維持にかかるコストが必要となるため、対応にあたっては費用対効果のバランスをよく検討することが重要です（※1）。

※1：Billientis、About eInvoicing and Peppol The global e-invoicing and tax compliance report: Watch the tornado!、2.2.3 Real-time Reporting Model、
<https://Peppol.org/wp-content/uploads/2024/06/Billientis-Peppol-May-2024.pdf>

デジタルインボイスの世界的な普及状況

デジタルインボイスの市場規模

デジタルインボイスの市場規模

- デジタルインボイスの市場は大幅な成長が期待されており、ビジネス取引におけるコンプライアンスと効率性の向上の必要性により、導入割合、市場価値ともに急成長が見込まれています。Billentis社のレポートによれば、2024年現在、年間で処理される約5,600億件の請求書のうち、約1,250億件の請求書が電子的に送信されていると予測されており、そのうち90億件がデジタルインボイス（e-invoices）、35億件がデジタルレシート（e-receipts）であると報告されています（※1）。
- デジタルインボイス市場は当初、民間企業が主導となり、特に取引数の多い業界を中心に、紙の請求書に代わるデジタルの請求データの利用の広がりにより、ここ20年間成長を続けてきました。近年、各国政府や税務当局によりデジタルインボイスが義務化されるケースが増えていることが、市場拡大の大きな要因となっています。現在のデジタルインボイス市場の価値は89億ドルとされていますが、2028年までに約237億ドルに上昇すると予測されています（※2）。さらに請求だけでなく、デジタルインボイスに追加の情報を組み込むことで、取引から決済、税務コンプライアンスまでを自動化する動きが見られています。
- WTOの2024年7月に発表された電子商取引に関する共同声明では、デジタルインボイスのフレームワークが電子商取引のコスト効果、効率性、正確性、信頼性を向上させることを認識しており、国際的な相互運用性を支援するよう努めることが確認されています。また、輸出入に伴う紙の書類のデータベース形式への移行及びペーパーレス環境を推進しています（※3）。

※1：Billentis, About eInvoicing and Peppol The global e-invoicing and tax compliance report: Watch the tornado!, 0. Executive Summary、4.1.2 Maturity and State of Play of Electronic Invoice、<https://Peppol.org/wp-content/uploads/2024/06/Billentis-Peppol-May-2024.pdf>

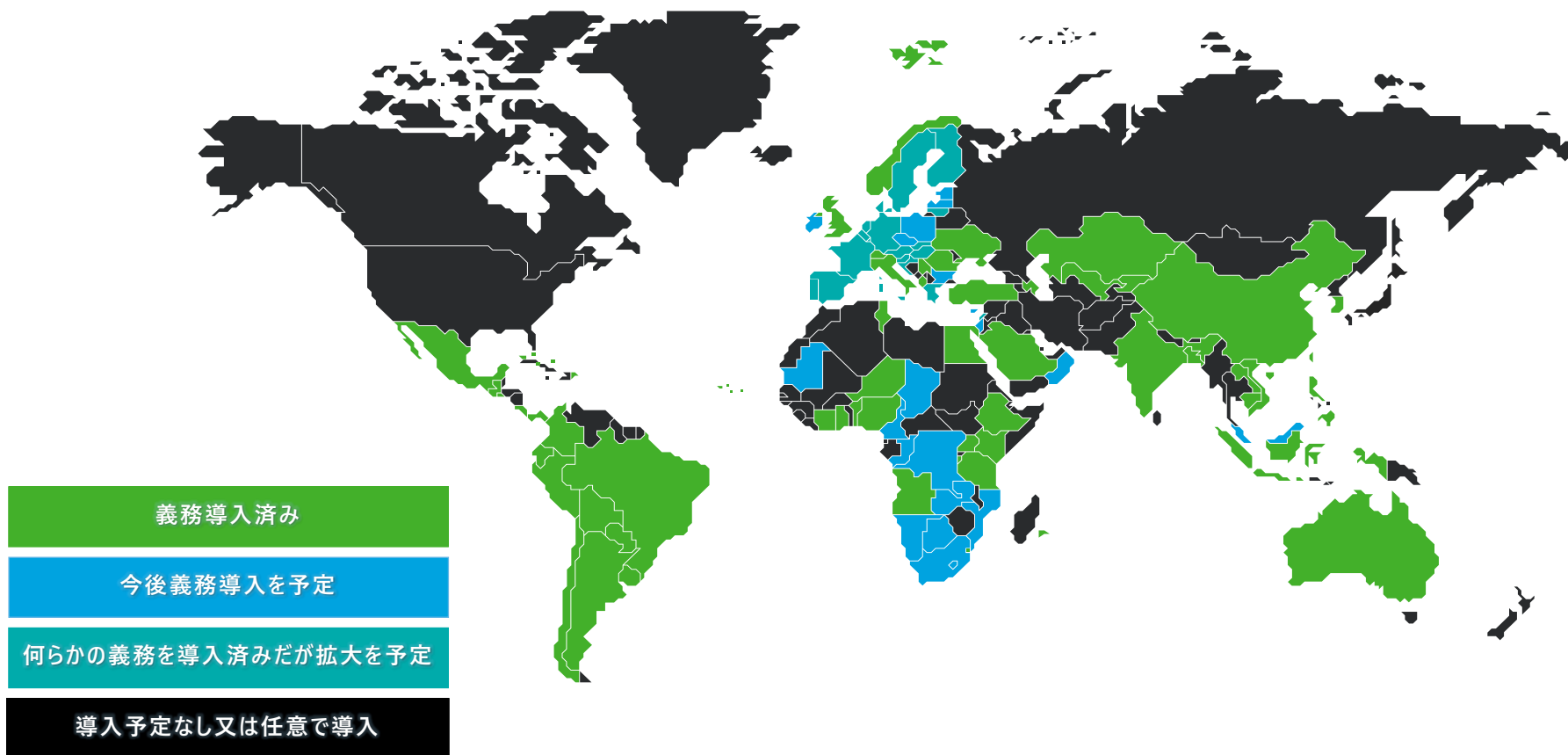
※2：この市場予測には、デジタルインボイスに直接関連するソリューションとサービス（交換ネットワーク、通信ゲートウェイ、SaaS（Software as a Service）、PaaS（Platform as a Service）、初期導入コスト、データ検証・フォーマット・同期など直接関連する付随サービスを含む）が含まれますが、ワークフローやアーカイブに関するソリューション、請求書に関連するデータ（発注、支払いなど）の処理は含まれていません。Billentis, About eInvoicing and Peppol The global e-invoicing and tax compliance report: Watch the tornado!、4.3.2 Increasing Value of the E-invoicing Market、<https://Peppol.org/wp-content/uploads/2024/06/Billentis-Peppol-May-2024.pdf>

※3：WTO report, "JOINT STATEMENT INITIATIVE ON ELECTRONIC COMMERCE" - Section B Article 7, 8 - 26 July 2024、<https://www.mofa.go.jp/files/100703898.pdf>

全世界に広がる税務コンプライアンスのデジタル化

各国のデジタルインボイス発行・デジタルレポーティング義務の導入状況

- 現在80カ国以上が デジタルインボイス発行やデジタルレポーティングの義務化を実施または計画していると言われています。



※ Deloitte US / Deloitte Poland / Deloitte Singapore セミナー資料、「The impact of e-invoicing and real time reporting requirements on your VAT operating model」を元にデロイト トーマツ 税理士法人にて作成

地域別に見たデジタルインボイス

デジタルインボイスの普及の状況

- デジタルインボイスの普及は世界的な潮流と言えるものの、地域別にみると法律、言語、文化の多様性、政府の施策重視度合い等によって、デジタルインボイスの普及状況には格差が生じています。
 - **アフリカ、アジア、ラテンアメリカ**：税務当局は、脱税を最小限に抑えるため、検証や税務調査の目的で、詳細なデジタルインボイスデータか、少なくともインボイスの抜粋データを当局に提出させる法令上の義務を導入しています。このため税務当局は新しい枠組みを構築し、従来の紙ベースの方法ではなく、複雑な継続的な取引監視モデル（CTC）の導入を進めています。CTCの導入は、企業内の請求書処理プロセスの効率や取引先とのデジタル連携を直ちに向上させるものではありませんが、税務申告プロセスの簡素化に貢献しています（※1）。
 - **ヨーロッパ**：イタリアなど先行してデジタルレポーティング義務を導入した国の制度は国によって異なり、国境を越えて事業を展開する企業のコンプライアンスコストを増大させ、税務当局側でも、EU加盟国間の取引情報の突合が困難となるなどの弊害を生じさせました。そのため、EUでは欧州委員会の取り組みにより、デジタルインボイスを標準化し、2030年7月までにB2BのEU域内越境取引へのデジタルレポーティング義務を導入することを目指しています。さらにドイツなど、国内法令により、2030年7月以前に、またより広範囲で、デジタルインボイスの義務化を予定している国があります（※2）。
 - **アメリカ、日本**：デジタルインボイスの発行やデジタルレポーティング義務は導入されていません。ビジネス取引の効率化の目的で、任意でのデジタルインボイスの導入が行われています。

※1：Billientis, About eInvoicing and Peppol The global e-invoicing and tax compliance report: Watch the tornado!, 0. Executive Summary, 4.1.3 Regions Diverge in Focus: Tax Optimization and Trade Automation Trends Vary Globally, <https://Peppol.org/wp-content/uploads/2024/06/Billientis-Peppol-May-2024.pdf>

※2：EUROPEAN COMMISSION, 「Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE amending Directive 2006/112/EC as regards VAT rules for the digital age」 (Brussels, 8.12.2022, COM(2022) 701 final, 2022/0407(CNS))、1. (3) (1) VAT reporting and digital reporting requirements (DRRs), <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52022R0701>

諸外国のデジタルインボイス普及促進のための施策等

諸外国のインセンティブ導入事例

- 国によっては、デジタルインボイスの導入を促進するための施策として、政府がインセンティブ制度を設けています。
 - **補助金、助成金**
 - シンガポール：義務化に先立ってデジタルインボイスの普及を促進するため、以下のような助成金が設けられました（※1）。
 - ✓ LEAD Connect Grant（自社の財務システムやERPにソリューションを開発した大企業向けの30,000ドルの固定助成金）
 - ✓ Transact Grant（InvoiceNowのネットワーク上の最低取引企業数を満たす大企業に適用される最大40,000ドルの助成金）
 - ✓ InvoiceNow Transaction bonus（政府ソリューションのInvoiceNowでデジタルインボイスを10通送信すると200ドルの助成金）
 - **減価償却における優遇措置**
 - マレーシア：猶予期間を待たずにデジタルインボイスソリューションを導入した事業者に対して、2024年から2025年の課税年度において、ICT機器、ソフトウェアパッケージの購入に係るcapital allowance（税務上の償却）の期間が3年から2年に短縮される税務上の優遇措置が設けられました。
 - **早期VAT還付**
 - ポーランド：事業者がVAT還付を受けられるまでの期間が60日から40日へ短縮されます（※2）。
 - **支払条件の優遇**
 - オーストラリア：B2G取引において売手はデジタルインボイス発行の場合、支払期間が短縮（5日）されます（※3）。

※1：Infocomm Media Development Authority、Connect, Transact & Be Rewarded when you use InvoiceNow!、<https://www.imda.gov.sg/how-we-can-help/nationwide-e-invoicing-framework/invoicenow/grants>

※2：Ministry of Finance、Changes in the draft of the National e-Invoicing System (KSeF) after comments from business、<https://www.gov.pl/web/finanse/zmiany-w-projekcie-krajowego-systemu-e-faktur-ksef-po-uwagach-biznesu>

※3：Australian Government Department of Finance、Supplier Pay On Time Or Pay Interest Policy (Rmg 417)、Part 1 - Policy and Practice、<https://www.finance.gov.au/publications/resource-management-guides/supplier-pay-time-or-pay-interest-policy-rmg-417/part-1-policy-and-practice>

EUのVAT制度とデジタルインボイス・デジタルレポーティング義務

EUのデジタルインボイスとデジタルレポーティング義務（1/4）

日本企業にも影響を及ぼす欧州VATの新規定とその展望（1/4）

- 日本の消費税のお手本ともなった、欧州のVAT（Value Added Tax、付加価値税）は、流通の多段階で創出される付加価値に対して、売上に係る税額から仕入に係る税額を控除する方法で計算した税を徴収する多段階付加価値税です。EUのVAT制度における拘束力を有する立法措置の根幹となる規定が、VATの共通制度に関するVAT指令（付加価値税の共通制度に関するEU理事会指令2006/112/EC）であり、この指令に従い、EU27加盟国が独自のVAT国内法を制定しています。
- 2022年12月8日、欧州委員会はVAT指令改正案と二つの実施規則案を含む、「VAT in the Digital Age（ViDA、デジタル化時代のVAT政策パッケージ）」を公表しました。ViDAはデジタルレポーティング義務（第一の柱）、プラットフォーム課税（第二の柱）、シングルVAT登録等（第三の柱）を三本柱としています。第一の柱によりデジタルインボイスの義務化とデジタルレポーティング義務の導入を盛り込んだVAT指令の改正案が示されたことにより、各加盟国はデジタルインボイス発行義務とデジタルレポーティング義務を制度化する国内法の制定に動いています。
- ViDAはベルギーが議長国を務める欧州理事会での度重なる議論を経て、2024年5月8日に新たに折衷案が提出されました。この折衷案は、5月14日、6月21日に開催された経済財務相理事会（ECOFIN）でもエストニアが合意せず、ハンガリーが議長国となる次期に引き継がれることとなりましたが、2024年11月5日のECOFINにおいて合意が実現したことで、ViDAに基づきVAT指令（※1）および二つの実施規則（※2）に大きな改正が入ることが確実となりました。
- 新たな折衷案では、第一の柱であるデジタルレポーティング義務の施行は2030年7月1日に延期されました（当初案では2028年1月1日）。但し、国内企業が行う国内取引に対してデジタルインボイスの発行義務を加盟国が課す裁量権（VAT指令218条2項）、国内企業が行う国内取引に関してデジタルインボイスの発行を受領者の承諾不要とする加盟国の裁量権（VAT指令232条）は指令の発効日から効力を発するとされています。

※1： Council of the European Union、Draft Council Directive amending Directive 2006/112/EC as regards VAT rules for the digital age- General approach、https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CONSIL:ST_14961_2024_INIT

※2： Council of the European Union、Draft Council Regulation amending Regulation (EU) No 904/2010 as regards the VAT administrative cooperation arrangements needed for the digital age- Political agreement、https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CONSIL:ST_14962_2024_INIT、および Draft Council Implementing Regulation amending Implementing Regulation (EU) No 282/2011 as regards information requirements for certain VAT schemes- Political agreement、<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-14963-2024-INIT/en/pdf>

EUのデジタルインボイスとデジタルレポーティング義務（2/4）

日本企業にも影響を及ぼす欧州VATの新規定とその展望（2/4）

- これはすでに各加盟国で国内取引を対象とした、国内法によるデジタルインボイスの発行義務化が先行しており、現在実施されていない加盟国においても、当初指令の改正が予定されていた2028年1月からのEU全体での施行をにらんで国内法の改正が可決されていることを受けての追認規定となります。つまり、各加盟国では2030年より先にデジタルインボイスの発行義務化が進行し、デジタルインボイスによる請求プロセスへの参加を売手から求められることがあることを意味し、現段階での指令の改正の2年半の後ろ倒しは、EUで設立された法人またはEU設立法人を取引先とする企業にとって、対応期限の2年半の後ろ倒しとはならないことに留意が必要です。
- さらに2030年7月からは、各加盟国が国内に設立された事業者に加えて国内にVAT登録をしている企業に対しても、事業者間で行われる国内取引を対象に売上（及び仕入明細書）に関するデジタルレポーティングを義務化する裁量権が認められています（VAT指令271a条）。留意すべきは、この裁量権の行使の対象は上記の追認規定のような国内設立企業のみを対象とするのではなく、VAT登録を行っている事業者も対象としている点にあります。つまり、日本企業であってもVAT登録を行っていれば、加盟国でデジタルレポーティング義務の対象となる可能性が生じます。
- このような報告義務を課す選択権を加盟国が行使した場合、インボイスの発行と同時にデジタルレポーティングが求められ、インボイスを売手が発行する場合は、インボイス発行（期限）日から5日以内に報告期限が設定されなければなりません（VAT指令271a条から271c条）。この規定はデジタルインボイスの発行義務については触れていませんが、インボイス発行日と同日に取引単位の日次データ報告義務を課すことを求めていることから、明らかにデジタルインボイスデータを提出させる形式でのデジタルレポーティング義務の導入を想定しています。
- 改正後は、デジタルインボイスを標準的なインボイス発行形式と規定、EU域内越境取引の報告義務の対象とならないインボイス受領者に対して発行するインボイスに限り、加盟国の裁量により、デジタルインボイス以外のインボイスの発行形式（紙、非構造化データ）が認められます（VAT指令218条2項）。

EUのデジタルインボイスとデジタルレポーティング義務（3/4）

日本企業にも影響を及ぼす欧州VATの新規定とその展望（3/4）

- 原案においても、ECセールスリストの提出に代わりデジタルレポーティング義務の順守がEU域内非課税取引の免税要件とされる改正が入りましたが（VAT指令138条1a項の改正）、折衷案ではさらに、加盟国が国内取引に関するデジタルレポーティング義務を導入する裁量権を行使した場合、VAT指令218条に準拠した適格デジタルインボイスの保存を仕入税額控除の要件とすることができる規定が追加されています（VAT指令168条）。つまり、デジタルインボイスの受領、発行に対応しない場合には、国内仕入税額控除の否認までがあり得ます。前述したように、2030年7月以降、各加盟国は国内取引に係るデジタルレポーティング義務をVAT登録事業者にも課すことができるので、このリスクはVAT登録をしているだけの日本企業にとっても及ぶ可能性があります。この点は欧州で事業を展開するすべての企業にとって新しい、強烈的な課税強化施策であり、ハイリスクな改正です。
- 原案では欧州標準データ形式によるデジタルインボイスの発行は、インボイス受領者の事前の了解を得ることなく、発行が可能とされていましたが（VAT指令232条の削除）、越境取引の報告義務の対象とならないインボイス受領者について加盟国が裁量権を行使し、デジタルインボイス以外のインボイスの発行形式（紙、非構造化データ）を認める場合には、当該取引については事前の承諾が必要と定める裁量権が加盟国に認められました。
- また、欧州標準データ形式以外でのデジタルインボイスの発行は原則として引き続き受領者の事前承諾が必要ですが、加盟国がEU標準データ形式以外の形式でのデジタルインボイスの発行を認める裁量権を行使する場合は、国内取引における承諾を不要と定めることもできます（VAT指令232条）。
- ここで、欧州標準フォーマットとは、EN16931デジタルインボイス標準の新しい定義を含む、指令2014/55/EU（公的調達におけるデジタルインボイス指令）に基づく構造化データによるデジタルインボイスであり、ドイツのデジタルインボイス協議会が定めた中央ユーザガイド（Zentraler User Guide des Forums elektronische Rechnung Deutschland、略して「ZUGFeRD」）のようなハイブリッドフォーマットは、必要なデータ構造を含む場合に有効とされています。
- EU域内越境取引に対するデジタルインボイスは明細単位で取引後（前受金の場合前受金の受領日から）10日以内に発行されなければならないとされました（原案では2日）（VAT指令222条）。同じ暦月内であれば集計インボイスの発行を認め、月末締め後10日以内の発行が義務付けられています（原案では集計インボイスは一切不可とされていました）（VAT指令223条）。

EUのデジタルインボイスとデジタルレポーティング義務（4/4）

日本企業にも影響を及ぼす欧州VATの新規定とその展望（4/4）

- 既存のデジタルレポーティング制度をEU標準データ形式によるデジタルインボイスの提出を基本とするEU方式に適合させることを要求する提案は、施行日が2035年1月に変更されました（原案は2027年）。2030年7月に域内越境取引のデジタルインボイス発行義務化をおこなうにもかかわらず、デジタルレポーティング義務の標準化を遅らせた背景には、税務当局と事業者がすでに導入または計画されている国内制度に広範に投資しているとされる加盟国（イタリア、フランス、ポーランドなど）の懸念を反映したものです。結果として、デジタルレポーティング形式の完全な標準化は2035年に先送りとなったといえます。さらに、加盟国にはSAF-TなどVAT以外の目的で追加的なデジタルレポーティング義務を課することができるため、すべてのデジタルレポーティング義務がEU標準データ形式で発行されたデジタルインボイスの提出で終わるわけではないことにも留意が必要です。
- 原案では、デジタルインボイスの発行後（又は発行期限から）2日以内に（取引日から4日以内）電子送信とされていましたが、VAT指令264条で取引別に規定されているデータ項目を取引単位でデジタルインボイスの発行と同時に報告することとされました。Self-billingの場合は、インボイス発行後（または発行期限後）5日以内とされています（VAT指令263条1項）。
- 従来の請求書記載要件に加えて、支払先銀行の銀行コード、明細単位での対価、修正インボイスの場合は修正対象となるインボイスの番号の追加が必要となり、原案に含まれていた支払日は削除されました（VAT指令226条）。

調査対象国におけるデジタルインボイス制度の概要

サマリー (1/3)

調査対象国のデジタルインボイス発行義務の導入状況

地域	ヨーロッパ							
項目	オーストリア	ベルギー	デンマーク	フィンランド	フランス	ドイツ	ギリシャ	ハンガリー
デジタルインボイス	B2G：義務あり	B2G：義務あり B2B：義務化予定 (法案段階)	B2G：義務あり B2B：導入予定 (詳細未定)	B2G：義務あり B2B：義務あり	B2G：義務あり B2B：義務化予定	B2G：義務あり B2B：義務化予定	B2G：義務あり	B2G：義務あり B2B：義務あり B2C：義務あり
導入時期	B2G：2014/1 導入済	B2G：2022/11~2024/3 導入済 B2B：2026/1 導入予定	B2G：2019/4 導入済 B2B：導入予定 (詳細未定)	B2G、B2B：2020/4 導入済	B2G：2017/1~2020/1 導入済 B2B：2026~2027 導入予定	B2G：2020/11 導入済 B2B：2025~2028 導入予定	B2G：2023/9~ 2025/1導入	B2G、B2B、B2C：2018/7~2021/1 導入済
義務の対象となる事業者	B2G：オーストリアの連邦政府機関に請求書を発行するすべての事業者	B2G：設立事業者及び非設立事業者 B2B：設立事業者、国外事業者のベルギー支店、VAT登録された国外事業者	B2G：設立事業者及び非設立事業者	B2G、B2B：設立事業者及び非設立事業者	B2G：設立事業者	B2G：連邦の行政機関に対する売手 B2B（予定）：設立事業者	B2G：ギリシャで事業を行う事業者	B2G、B2B、B2C：VAT登録されている居住者及び非居住者
ファイルフォーマット	XML、UBL	EN16931-1:2017、CEN/TS 16931-2:2017 (Peppol BIS 3.0)	OIOUBL	EU標準、TEAPPSXML 3.0、Finvoice version 3.0、UBL、CII	UBL、CII、Factur-X	Xrechnung (XML)、ZUGFeRD (XML・PDF)	XML	XML

サマリー (2/3)

調査対象国のデジタルインボイス発行義務の導入状況

地域	ヨーロッパ								
項目	イタリア	ラトビア	リトアニア	ルクセンブルク	オランダ	ノルウェー	ポーランド	ポルトガル	スペイン
デジタルインボイス	B2G：義務あり B2B：義務あり B2C：義務あり	B2G：義務化予定 B2B：義務化予定	B2G：義務あり	B2G：義務あり	B2G：義務あり	B2G：義務あり	B2G：義務あり B2B：義務化予定	B2G：義務あり	B2G：義務あり 特定のB2C：義務あり B2B：義務化予定（法案段階）
導入時期	B2G：2014/6～2022/7導入済 B2B、B2C：2019/1～2022/7導入済	2026導入予定（変更される可能性あり）	B2G：2017/7導入済	B2G：2022/5～2023/3導入済 B2B、B2C：導入予定（詳細未定）	B2G：2017/1～2019/4導入済	B2G：2019/4導入済	B2G：2019/4導入済 B2B：2026/2～2026/4導入予定	B2G：2022/1～2023/1導入済	B2G：2015/1導入済 B2B：2024～2026導入予定（法案段階）
義務の対象となる事業者	B2G、B2B、B2C：設立事業者		B2G：設立事業者	B2G：設立事業者及び非設立事業者	B2G：設立事業者	B2G：すべての事業者	B2G、B2B：設立事業者、及びポーランドに固定的施設を有する非設立事業者	B2G：ポルトガルVAT番号を有する設立事業者及び非設立事業者	B2B：一定の税制が適用される地域を除くスペインの事業者（予定）
ファイルフォーマット	FuturaPA (XML)		XML、PDF	XML	Peppol BIS, NL CIUS, SI-UBL、SETU (HR – XML)	Elektronisk handelsformat、Peppol BIS Billingフォーマット (XML)	XML	XML、PDF	XML、UBL、EDIFACT、Facturae

サマリー (3/3)

調査対象国のデジタルインボイス発行義務の導入状況

地域	ヨーロッパ	ラテンアメリカ				オセアニア・アジア		
項目	トルコ	チリ	コロンビア	コスタリカ	メキシコ	オーストラリア	マレーシア	韓国
デジタルインボイス	B2B：義務あり B2C：義務あり	B2G：義務あり B2B：義務あり B2C：義務あり	B2G：義務あり B2B：義務あり B2C：義務あり	B2G：義務あり B2B：義務あり B2C：義務あり	B2G：義務あり B2B：義務あり B2C：義務あり	B2G：義務あり	B2G：義務あり B2B：義務あり B2C：義務あり	B2G：義務あり B2B：義務あり B2C：義務あり
導入時期	B2B、B2C：2010導入済	B2G、B2B、B2C：2021/3導入済	B2G、B2B、B2C：2018から段階的に導入済	B2G、B2B、B2C：2019/7導入済	B2G、B2B、B2C：2014導入済	B2G：2022/7導入済	B2G、B2B、B2C：2024/8~2025/7導入	導入済
義務の対象となる事業者	B2B、B2C：設立事業者	B2G、B2B、B2C：設立事業者	B2G、B2B、B2C：設立事業者または税務目的で登録された個人	コスタリカで設立された事業者	B2G、B2B、B2C：メキシコ国内で取引を行う者 メキシコの居住者とみなされる者	連邦政府機関	B2G、B2B、B2C：(2025/7以降)すべての事業者	韓国で設立された事業者
ファイルフォーマット	XML	XML	XML、PDF	XML	XML	Peppol BIS	XML、JSON	XML

※調査対象国のうち、現在アイルランド、スロバキア、スロベニア、スイス、イギリスではデジタルインボイス発行・受領の義務は導入されていません。

※アメリカ合衆国は、一般的にデジタルインボイス発行義務の根拠となる、付加価値税（VAT/GST）制度が存在しません。

請求から「作業」をなくそう。

